

北海道告示第10577号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 地域食品加工技術センター運営事業 オホーツク圏及び十勝圏の食品加工技術の高度化を促進し、本道食品工業の発展を図るため、道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人オホーツク財団 公益財団法人とかち財団	公益財団法人オホーツク財団及び公益財団法人とかち財団が道立地域食品加工技術センターにおいて行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 試験研究事業 (2) 技術指導事業 (3) 技術交流事業 (4) 情報提供事業 (5) 人材養成事業	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部食関連産業局食産業振興課		
2 貿易物産振興事業 道産品の販路拡大に係る各施策を効果・効率的に展開するため、(一社)北海道貿易物産振興会が実施する公益事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道貿易物産振興会	一般社団法人北海道貿易物産振興会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、職員人件費及び知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 商品流通拡大指導事業 ア 商品の分量、価格、包装などの改善事項についての指導に要する経費 イ 商品の取引促進に向けた指導に要する経費 ウ 商品開発や販路拡大にとって有益な情報を提供するセミナーの開催に要する経費 (2) 道産品取引マッチング促進事業 ア ウェブサイトによる道産品情報の発信に要する経費 イ 道内及び道外での取引商談会の開催に要する経費 (3) 主催物産展集客・信頼向上事業 ア 道外百貨店での物産展開催に要する経費 イ 消費者の信頼を高めるための物産展会場視察点検に要する経費	(1)2分の1以内 (2)4分の1以内 (3)4分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月19日 提出先 経済部食関連産業局食産業振興課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
3 観光プロモーション推進事業 北海道の観光振興を図り、また、本道における観光事業の指導的団体として、より健全な発展と振興を図るため、公益社団法人北海道観光振興機構が実施する事業及び管理運営に対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道観光振興機構	公益社団法人北海道観光振興機構が行う事業のうち、次の事業に要する経費及び管理運営に関する経費のうち、報償費、旅費、需用費（会食経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金、人件費（給与、諸手当、福利厚生費）、その他知事が特に必要と認める経費 1 宣伝誘致事業 2 全国広域観光推進事業 3 推進事業費 （1）人件費 （2）事務費（食糧費を除く。）	1 2分の1以内 2 10分の10以内 3 (1) 2分の1以内 (2) 定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月10日 提出先 経済部観光局 観光振興課		
4 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業 民間団体等が、貸付当初3年間を無利子とする「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱金融機関に対して、無利子融資に伴う利子相当分（無利子融資支援金）を助成する事業（無利子融資支援事業）の実施に要する経費を補助する。	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるもの （1）無利子融資支援事業 無利子融資支援金の交付に要する経費 （2）無利子融資支援金の交付事務 人件費、旅費、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、各種手数料）、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、無利子融資支援事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号証式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号証式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
5 市場取引安定機能強化促進対策事業 生鮮食料品等の流通円滑化と安定的供給を図るため、一般社団法人北海道卸売市場協会が行う卸売市場の機能強化及び人材育成の取組に要する経費を予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道卸売市場協会	一般社団法人北海道卸売市場協会が行う市場取引安定機能強化促進対策事業に要する経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月15日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>6 北海道中小企業総合支援センター事業 中小企業の経営資源の確保及び新事業の創出を促進するため、中小企業支援の中核的支援機関である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 中小企業経営資源強化対策事業 ア 総合コーディネート事業費 (ア) 総合相談窓口開設 (イ) 専門家派遣事業 (ウ) コーディネート環境整備 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金 イ 取引拡大支援事業費 (ア) ビジネスマッチング支援事業 (イ) 受発注拡大支援事業 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料 ウ 事業円滑化支援費 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、印紙代 (2) 運営事業 ア 人件費 (時間外手当、企業年金及び生命共済に係る経費を除く。) イ 事業管理費 (需用費、負担金、利子等のうち共通管理費と認められる経費に限る。)</p>	<p>(1) 10分の10以内 (2) 定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
7 商店街振興対策事業 商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街専任職員の設置事業、商店街活性化のための指導事業等に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道商店街振興組合連合会	北海道商店街振興組合連合会が行う商店街振興対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 北海道商店街振興組合連合会の役員設置に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 専任職員設置費 イ 指導事業費 (ア) 指導事業費 (イ) 活性化研修会開催費 (ウ) 活性化推進調査・研究事業費 (エ) 組織強化推進事業費 (2) 各市商店街振興組合連合会の指導事業費に要する経費 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ア 食糧費(会議用茶菓を除く。) イ 交際費 ウ 工事請負費(イベント時の仮設工事など簡易なものを除く。) エ 不動産の取得に要する経費	(1) ア 定額 イ 10分の10以内 (2) 10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月15日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
8 北海道商工会連合会 指導事業 商工会の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	北海道商工会連合会	商工会指導事業及び経営改善普及事業、一般振興事業に要する経費のうち、別記1に掲げるもの	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>9 商工会議所指導事業 商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道商工会議所連合会</p>	<p>商工会議所指導事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 事業費（茶菓以外の食料費、交際費は除く。）</p>	<p>(1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内 寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		
<p>10 小規模事業指導推進事業 商工会又は商工会議所が経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会 ・商工会議所 ・一般社団法人北海道商工会議所連合会 ・北海道商工会連合会 	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、別記2に掲げるもの (1) 補助対象職員の設置費 (2) 指導事業費 (3) 資質向上対策事業費 (4) 経営指導推進費 (5) 大都市対策特別普及振興事業費 (6) 小規模事業施策普及費 (7) 商工会等指導環境推進費 (8) 若手後継者等育成事業費 (9) 商工会等振興調査事業費 (10) むらおこし事業等地域活性化事業費 (11) 広域連携等対策事業費 (12) 経営安定特別相談事業費 (13) 事業継続力強化支援計画等実施指導費</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第23号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>11 北海道中小企業団体中央会指導事業 中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うため、当該指導機関である北海道中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道中小企業団体中央会</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1)指導員及び職員の設置費 (2)一般振興事業 ア 組織化対策事業 イ 人材育成事業 (3)中小企業連携組織対策事業 ア 中央会指導員等研究会開催事業 イ 事務費 ウ 地域産業実態調査事業 エ 組合等への情報提供事業 オ 中小企業連携組織等支援事業 カ 組合青年部活動促進事業</p> <p>※(3)エの組合等とは次に掲げるものとする。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であるもの (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づいて設立された一般社団法人及び一般財団法人 (5) 公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づいて設立された公益社団法人及び公益財団法人 (6) 知事が別途定める団体</p>	<p>(1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内 (3) ア、イ、ウ、エ 10分の10以内 (3) オ、カ 3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>12 地域課題解決型起業支援事業 民間団体等が、起業支援事業（道が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助する事業及び事業立ち上げ等に関する伴走支援の事業）の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道内全域における起業支援事業を最も効果的かつ適切に遂行する能力を有する者として、地域課題解決型起業支援事業補助金補助事業者採択基準により採択された者</p>	<p>次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 起業支援金 新たに起業する者が起業に必要な次の経費に対し、2分の1以内（最大200万円）を補助することに要する経費 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。 (2) 一連の執行業務に係る経費及び伴走支援 人件費、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、起業支援事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。 ※謝金については、外部審査委員への謝金等の他、執行団体以外の起業支援機関等と連携した起業等に関する伴走支援業務等を行う場合においても対象とする。 ただし、他事業と合同で実施する場合には、本事業に係る部分のみを対象経費とする。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号証式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号証式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		
<p>13 ほっかいどう経営者育成事業補助金</p>	<p>道がほっかいどう経営者育成事業補助金交付要綱で定めている道内の商工団体、民間企業や金融機関等による連携体</p>	<p>概ね45歳以下の経営者に対して実施する経営スキルを向上するための研修事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>14 機械工業振興事業費補助金 北海道の機械工業及び関連産業の振興を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う本道機械工業の販路拡大、技術力の向上及び人材の育成確保に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道機械工業会</p>	<p>一般社団法人北海道機械工業会が行う次に掲げる事業に要する経費（報償費、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、食糧費（茶菓代）、印刷製本費、資料購入費）、役務費（通信運搬費、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、原材料費、人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇い入れに係る給料、諸手当、社会保険料、健康診断料等経費）、その他知事が特に必要と認める経費 (1) 参入促進支援事業 (2) 産業技術開発促進事業 (3) 人材育成確保事業</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第8号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第21号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年4月19日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>15 北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、立地する企業に対し、民間団体等が行う企業立地支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業を最も効率的かつ適切に遂行する能力を有する者として、北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に係る補助候補者選定委員会により採択された者</p>	<p>一の半期（4月1日から6月ごとの期間をいう。）において、民間団体等が行う企業立地支援事業に要する経費 (1) 事業費 立地企業に対する給付金の交付に要する費用 (2) 一般事務費 前項に掲げる給付金の交付を行うための費用で、次に掲げるもの ア 人件費 イ 印刷製本費 ウ 旅費 エ 通信運搬費 オ 消耗品費 カ 雑費 キ 賃借料 (3) 一般管理費 第1項に掲げる給付金の交付を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第39号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第40号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 上期 令和6年7月15日 下期 令和7年1月15日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
16 石狩湾新港地域開発推進事業補助金 石狩湾新港地域の基盤整備を推進するため、石狩西部広域水道企業団が行う水道用水供給事業について、関係市が構成団体として負担する経費について、予算の範囲内で補助する。	小樽市 石狩市	石狩西部広域水道企業団が広域水道事業を行うために必要な経費のうち、石狩湾新港地域に係る分として負担する出資金及び負担金	3分の2以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月17日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
17 函館地域産業振興財団補助事業 公益財団法人函館地域産業振興財団の高度技術普及事業を促進することにより、新商品開発や新事業の創出、技術の高度化を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人函館地域産業振興財団	公益財団法人函館地域産業振興財団が行う次の事業に要する経費のうち、人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給料、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費。）旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費 (1) 研究開発事業 (2) 高度技術普及事業 (3) 維持運営事業	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第19号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月10日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
18 北海道宇宙科学技術創成センター活動支援事業 本道の航空宇宙関連研究開発の道民への普及・啓発活動、道内への宇宙関連実験・研究の誘致活動に要する経費を補助することにより、宇宙関連の実験・研究等の促進や道内産業の活性化など、道民生活の向上に資することを目的とする。	特定非営利活動法人北海道宇宙科学技術創成センター	講演会・セミナー事業、地域活動推進事業及び研究開発事業に要する経費。（委託費を除く。）	10分の10以内 y	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局スタートアップ推進室		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>19 リサイクル産業創出事業 北海道循環資源利用促進条例（平成17年北海道条例第124号）第18条の規定に基づき、道内の産業廃棄物排出事業者等が、産業廃棄物の再生利用又は熱回収促進のために行う事業に要する経費に補助することにより、本道における産業廃棄物の循環的利用を促進し、併せてリサイクル製品製造等の事業化推進を図ることを目的とする。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する者（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他団体を含む。） (2) 全構成員の半分以上を(1)に掲げる者が占めるグループで、かつ(1)に掲げる者が代表者となるもの</p>	<p>次のいずれかに該当する事業を行うために必要な経費（原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、展示会出展経費及びその他知事が必要と認める経費） (1) 市場投入に先立ち行う実証実験（試作品作成を含む。）又は市場調査 (2) リサイクル製品（試作品）の改良 (3) 展示会を活用したニーズ調査又は戦略（事業計画）策定のために行う調査（前号の事業と同時に実施する場合に限る。）</p>	<p>①道内に主たる事務所を置く中企業等、又は、全構成員のうち半数以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ 4分の3以内 ②①以外 2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		
<p>20 地域新エネルギー導入加速化調査支援事業 地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下「新エネルギー等」という。）に基づいた具体的な導入可能性調査に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p>	<p>新エネルギー等プロジェクトや事業等の可能性を調査するための事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 備品購入費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 印刷製本費 (7) 消耗品費 (8) 通信運搬費 (9) 委託料 (10) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>21 地熱資源利用促進事業</p> <p>地域に賦存する地熱や温泉熱資源を有効活用し、地域振興に資する取組の促進を図るため、地域が行う地熱発電や温泉熱利用を目的とした地熱井等の調査に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市町村</p> <p>(2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p>	<p>地熱資源を発電や熱利用で活用を図り地域振興に資することを目的とする地熱井等の調査事業に要する経費で次に掲げるもの</p> <p>(1) 賃金</p> <p>(2) 報償費</p> <p>(3) 旅費</p> <p>(4) 消耗品費</p> <p>(5) 印刷製本費</p> <p>(6) 役務費</p> <p>(7) 通信運搬費</p> <p>(8) 委託料</p> <p>(9) 使用料及び賃借料</p> <p>(10) 工事請負費</p> <p>(11) 原材料費</p> <p>(12) 備品購入費</p> <p>(13) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		
<p>22 新エネルギー設計支援事業</p> <p>地域における新エネルギーの導入促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づいた新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設計に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市町村</p> <p>(2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p>	<p>新エネルギー設備の導入、又は、新エネルギー設備の導入と新エネルギー設備の導入に合わせた行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの。</p> <p>(1) 報償費</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 原材料費</p> <p>(4) 備品購入費</p> <p>(5) 使用料及び賃借料</p> <p>(6) 印刷製本費</p> <p>(7) 消耗品費</p> <p>(8) 通信運搬費</p> <p>(9) 委託料</p> <p>(10) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
23 地熱井掘削支援事業 地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するため、地域が行う小規模地熱発電や熱利用を目的とした地熱井の掘削に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地熱資源を小規模地熱発電や熱利用での活用を目的とする地熱井の掘削事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課		
24 新エネルギー設備導入支援事業 地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入に対し、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体 (3) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (4) (3)に掲げる者を含む複数事業者による共同体	地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入、又は、新エネルギー設備の導入と新エネルギー設備の導入に合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 工事請負費（建築物に係る工事を含む。） (10) 原材料費 (11) 備品購入費 (12) その他知事が特に必要と認めた経費 ※(7)委託料については、補助対象者(3)及び(4)に該当する者のみが補助対象となる	2分の1以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>25 ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業 地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速化し、「ゼロカーボン北海道」の実現を促進するため、新エネルギーによる発電設備と電気自動車や定置型蓄電池を組み合わせて、余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うエネルギー自立型施設（以下「V2X」という。）の構築に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。） (2) 市町村（複数の市町村を含む。）と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p>	<p>地域特性を十分に活かしたV2Xの構築に併せて施設の電力消費ピークカットや災害等の停電時におけるレジリエンス対策を行うなど、新エネルギー設備と電気自動車の導入効果を増大させる事業に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		
<p>26 ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業 エネルギー地産地消を促進するため、新エネルギー資源を活用した実用化目前の先端技術等を地域の特性に合わせて仕様や能力を最適化し、新エネルギーの製造から貯蔵・輸送・利活用までのサプライチェーンを構築するなどの取組に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（複数の市町村を含む。）と大学などの研究機関等、法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p>	<p>地域の有するエネルギー資源を活用し、大学等の研究機関が保有する実用化目前の先端技術を地域に導入し、新エネルギーの製造から貯蔵・輸送・利活用までの新エネルギー地産地消サプライチェーンの構成など、実用化に向けた設備導入等を行う事業に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>27 ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業 新エネルギーの活用を促進するため、地域の特性に応じた多様なエネルギー資源と地域の需要家が有する新エネルギー発電設備や蓄電池などの分散型エネルギーリソースを効率的に組み合わせて、街区単位や複数の公共施設・民間企業等で活用する地域マイクログリッドや熱の面的利用など、需要と供給が一体的となった（以下「需給一体型」という。）の取組に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。） (2) 市町村（複数の市町村を含む。）と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p>	<p>地域に存在する新エネルギーや未利用熱を一定規模のエリアで面的に利用する需給一体型エネルギーシステムを構築する事業に要する経費で次に掲げるもの。 1 ゼロカーボン・ビレッジ構築計画等作成事業 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) その他知事が特に必要と認めた経費 2 ゼロカーボン・ビレッジ構築事業 (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
28 洋上風力発電関連産業人材確保支援事業 本道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を図ることを目的に、人材確保や技術力強化を支援するため洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要知識・技能・資格等の取得に対し、予算の範囲内で補助する。	洋上風力発電事業に関連する建設工事、メンテナンス業務等を行う者、又は参入を計画する者であって、以下の条件を満たす者とする。 (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であること (但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く)。 (2) 道税を滞納していないこと。	洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要の専門的知識や技能、資格を取得するための研修受講に要する経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課		
29 特定発電所周辺地域交付金事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し予算の範囲内で補助する。	特定発電所の所在市町村、隣接市町村及び隣々接市町村	特定発電所の所在市町村、隣接市町村及び隣々接市町村が行う立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費	10分の10以内	経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式	経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー局資源エネルギー課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>30 電源立地地域対策交付金事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>電源立地地域対策交付金交付規則(平成23年文部科学省経済産業省告示第1号)に規定する公共用施設の整備等を行う市町村及び一部事務組合及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受けて北海道が経営する企業</p>	<p>地域振興計画作成等措置、発電用施設温排水有効利用措置、発電用施設温排水有効利用実証調査等措置、発電用施設温排水影響事業支援措置、発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置、公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置、給付金加算等措置に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 事業費 工事費、用地費及び補償費、調査設計費、設備費、調査費、広報費及び研修費、維持運営費、事業運営費、附帯雑費、一般事務費 (2) 補助金 補助金、一般事務費 (3) 出資金 出資金、一般事務費 (4) 貸付金 貸付金、一般事務費 (5) 基金造成費(3)に掲げるものを除く。 事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、維持運営基金、一般事務費 (6) 給付金事業助成費 給付金加算等助成費、一般事務費</p>	<p>電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内</p>	<p>経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第42号様式の1 経済第42号様式の2</p>	<p>経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー局資源エネルギー課</p>		
	<p>電源立地地域対策交付金交付規則に規定する原子力立地給付金交付事業を行う者</p>	<p>原子力立地給付金交付事業に要する次の経費のうち、次に掲げる経費(給付金加算等助成費、一般事務費)</p>	<p>電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内</p>	<p>経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第42号様式の2</p>	<p>経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー局資源エネルギー課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
31 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第343号)に規定する公共用施設の整備を行う市町村、公共性格の強い組合又は法人	次の事業に要する経費のうち、知事が適当と認めるもの (1)昭和53年4月1日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設に伴って市町村、公共性格の強い組合又は法人が行う公共用施設の整備に要する経費 (2)1市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が10万キロリットル以上の場合に市町村、公共性格の強い組合又は法人等が行う公共用施設の整備に要する経費	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則で定められた交付限度額の範囲内	経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー局資源エネルギー課		
32 広報・調査等交付金事業 原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民の生活に及ぼす影響に関する調査等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	広報・調査等事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
33 休廃止鉱山鉱害防止事業 休廃止鉱山の坑廃水処理義務者が行う鉱害防止事業に対し、予算の範囲内で補助する。	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱(昭和46年7月13日付け46保第789号)第26条に規定する鉱業権の消滅している鉱山あるいは鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山において坑廃水処理事業を行う者	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱に基づき、北海道産業保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費	4分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー局資源エネルギー課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
34 道内炭層エネルギー等利活用促進事業 道内炭層エネルギー等の有効活用を促進し産炭地域の活性化を図るため、環境負荷の低減に資するクリーンコールテクノロジーの実用化に向けた実証事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めたもので構成された共同体	クリーンコールテクノロジーの実用化に向けた実証事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部資源エネルギー局資源エネルギー課		
35 坑内保安確保設備整備費 CO ₂ 鉱物化坑内埋め戻し技術の確立を目指し実証試験を実施する上で必要となる保安確保等の設備・機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行う。	道内において「産炭国に対する石炭採掘・保安等に関する技術移転等事業」による石炭採掘技術等に関する新たな取組を行う企業・団体等。	次に掲げる保安専用機器等の購入・設置に要する経費 (1) スラリー充填・計測・監視設備 (2) CO ₂ 計測・監視設備 (3) 試験坑道密閉資材 (4) 救命機器 (5) 集中監視装置 (6) 坑内冷房装置 (7) 帯電防止加工品 (8) 保安専用計測機器 (9) 坑内移動式集じん装置 (10) 仕繰拡大専用機器 (11) 特殊防じんマスク (12) 高照度安全電灯 (13) 不燃化・難燃化専用機器 (14) 炭壁注入装置 (15) 非常用排水ポンプ (16) 難燃性コンベアベルト (17) 救護隊用機器 (18) 坑道維持資材・用排水設備等	2分の1以内	経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>36 高齢者労働能力活用事業 高齢者等の雇用の機会及び多様な就業機会の確保・提供を図るため、シルバー人材センター会員間の調整、業務未実施地域での就業機会の確保・提供、普及・啓発等を全道的、組織的に行うシルバー人材センター連合事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会</p>	<p>高齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）の実施に要する次の経費 (1) 人件費 (2) 光熱水料 (3) 借料及び損料 (4) 雑役務費 (5) 旅費 (6) 備品費（自動車以外の備品については、単価が50万円以下のものに限る。） (7) 消耗品費 (8) 会議費 (9) 印刷製本費 (10) 通信運搬費 (11) 公租公課（自動車重量税） (12) 保険料 (13) 諸謝金 (14) 賃金（会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。） (15) 教材費 (16) 訓練委託費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年4月19日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課</p>		
<p>37 職業病・労働災害対策事業 産業医の活動を強化し、職業病の予防、治療対策を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道医師会</p>	<p>一般社団法人北海道医師会が行う産業医研修・講習会の開催に要する経費</p>	<p>定額 寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たりお、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年4月19日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課</p>		
<p>38 中小企業勤労者福祉対策事業 労働者の福祉の向上を図るため、北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道労働者福祉協議会</p>	<p>北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 労働福祉啓発事業に要する経費 (2) 労働福祉相談支援に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年4月19日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
39 次世代人材職業体験推進事業 専修学校を活用した中学生対象の職業体験事業を通じ、若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会	次世代人材職業体験推進事業に要する経費のうち、負担金及び知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月30日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		
40 地域人材開発センター事業 地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の範囲内で補助する。	道立技術専門学院再編整備計画に基づき、産業の発展を支える、地域における人材育成の拠点施設として転換した地域人材開発センターを運営する一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人又は職業訓練法人	地域人材開発センターが行う講習・講座、貸館事業に要する次の経費（事業内職業訓練運営費補助金の交付対象となる認定職業訓練、機動職業訓練及びその他の委託事業に係るものを除く。） (1) 人件費 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 教材費 (6) 光熱水費 (7) 燃料費 (8) 印刷製本費 (9) 修繕費 (10) 役務費 (11) 委託料 (12) 使用料及び賃借料 (13) 備品購入費 (14) 負担金 (15) 公課費	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
41 技能向上育成対策事業 技能士の資質の向上を図るとともに、社会的地位の確立及び後継者を育成するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道技能士会	一般社団法人北海道技能士会が実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 人件費 (2) 全道技能士大会実施費 (3) 技能士会組織強化促進費 ア 地方技能士会組織強化促進費 イ 地方技能士大会実施費 (4) 技能士資質向上促進費 ア 職種別研修会実施費 イ 全道青年技能士研修会実施費 ウ 技能交流派遣実施費 (5) 技能士重用制度促進費 (6) 広報活動費	3分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第29号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和6年4月26日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		
42 技能検定試験等実施事業 技能労働者の技能と社会的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道職業能力開発協会	1 技能検定試験等の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 技能検定関係事業に要する経費 (2) 技能競技大会関係事業に要する経費 (3) 職業能力開発促進大会等関係事業に要する経費 2 上記1の事業の実施に要する管理経費 (1) 職員の人件費 (役員報酬は除く。) (2) 一般管理運営費 (交際費は除く。)	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第35号様式 経済第36号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第36号様式 経済第38号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		
43 事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けた中小企業主の団体	集合して行う認定職業訓練に供するための設備の設置又は整備に要する経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第33号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 正副3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>44 事業内職業訓練運営費補助事業 事業内職業訓練の振興及び技能労働者の育成確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>職業能力開発促進法第24条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練(中小企業事業主に雇用されている者等が訓練生の総数の3分の2以上であるものに限る。)を実施する職業能力開発促進法第13条に規定する事業主等(事業主にあつては中小企業事業主、事業主の団体又はその連合団体にあつては中小企業事業主の団体(団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体をいう。)又はその連合団体であるものに限る)</p>	<p>集合して行う認定職業訓練に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員(訓練に関する企画、管理等の業務を担当する職員)の謝金、手当に要する経費 (2)集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の設備に要する経費 (3)職業訓練指導員の研修(校内研修)及び訓練生の集合学習に要する経費 (4)集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費 (5)その他管理運営に要する経費で別途定める経費</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第23号様式 経済第28号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第30号様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は 振興局</p>	<p>総合振興局長又は 振興局長</p>	

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
45 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	令和6年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者（ただし、私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。）	介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人件費（退職金を除く。） (2) 教育研究・管理経費（食糧費を除く。） (3) 設備関係経費 (4) 借入金等利息	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		
46 北海道移住支援金交付事業 東京圏から北海道への移住及び就業を希望する者に、移住に伴う経済負担を軽減するための移住支援金を支給する市町村の事業に要する経費について、その一部を道の予算の範囲内において補助する。	「地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知・28農振第45号農林水産事務次官通知・国総政第1号国土交通事務次官通知・環境対発第1604201号環境事務次官通知）」及び「2024年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）に係る実施計画等の作成について）」（令和5年12月26日内閣府地方創生推進事務局事務連絡）別添1「2024年度におけるデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）の取扱いについて）」に基づき、地方創生移住支援事業（移住支援事業）を実施する道内の市町村。	市町村が行う移住者に世帯の場合にあつては、最大100万円、単身の場合にあつては、最大60万円の移住支援金及び令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大30万円、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算して支給する事業において、移住者に支給した額のうち、知事が必要かつ適当と認めたものの。	4分の3以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第22号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		実績報告は要しない。

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>47 地方移住支援窓口機能強化事業 都市住民の立場・視点を把握する大都市圏の企業人材を移住支援窓口強化のために受け入れる事業に要する経費について、その一部を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>「地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知・28農振第45号農林水産事務次官通知・国総政第1号国土交通事務次官通知・環境対発第1604201号環境事務次官通知）」及び「2024年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）に係る実施計画等の作成について」（令和5年12月26日内閣府地方創生推進事務局事務連絡）別添1「2024年度におけるデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）の取扱いについて）」に基づき、地方創生移住支援事業（地方移住支援窓口機能強化事業）を実施する道内の市町村。</p>	<p>市町村が行う都市住民の立場・視点を把握する大都市圏の企業人材を移住支援窓口強化のために受け入れる事業において、派遣対象者を受け入れるために協定を締結した企業に対する負担金等。</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課</p>		